

ハルハ・ジロムの成立過程について

二 木 博 史

〈はじめに〉

モンゴル系諸民族は内陸アジア遊牧民の中では例外的にかなりまとまった量の法制史料を残している。ハルハで編纂された法令集『ハルハ・ジロム』は近年『白樺法典⁽¹⁾』が発見されるまではもっとも代表的なハルハ法として知られていた。その研究の歴史はあまり古くはない。最初に紹介論文(1923)を書いたのはジャムツァラーノとトゥルノフだが、法典の名前を有名にしたのは恐らくリャザノフスキーとウラジミルツォフであろう。リャザノフスキーは論文、著書の中で条文の分類を試み、ウラジミルツォフは有名な遊牧封建制論の中で何度も『ハルハ・ジロム』を引用した。2人の著書は日本語にも訳されモンゴル史の基本文献に数えられている。また、田山茂氏はリンチェンが1959年にウランバートルで出版した、ジャムツァラーノによるロシア語訳を日本語に翻訳して『蒙古法典の研究』(1967年)の中に入れた。これも比較的よく利用されている。清朝蒙古例の逐条解釈を中心にモンゴル法の研究をすすめている島田正郎氏は主に田山訳に拠っている。

このように『ハルハ・ジロム』は一見すでに充分研究されているかのように見えるが、実際は、その編纂された年代、場所、意図も明らかにされていないし、内容の正確な分析もほとんどなされていない。モンゴルの学者ジャランアージャブはモノグラフ⁽²⁾を公にしているが、これとても満足すべきものではない。

研究の遅れている最大の原因は文献学的研究が不十分なことにある。本稿では主に文献学的な側面、すなわち諸版の相互関係、『ハルハ・ジロム』を構成

する諸法令の制定年、立法者、有効地域、諸法令が『ハルハ・ジロム』という形で編纂された時期、編纂場所等の問題に解答を与えてみたい。

1. 諸刊本と諸写本

刊本にはウランバートル本(1961年)⁽³⁾とモスクワ本(1965年)⁽⁴⁾がある。ウランバートル本は2種類の写本、すなわち *Baraγun küriyen-ü qalq-a j̄irum* および *Yeke küriyen-ü s̄abi yamun-u qalq-a j̄irum-un d̄ürim* を活字にしたものである。便宜上、前者をX本、後者をY本と呼ぶことにする。このうちX本はジャムツァラーノの旧蔵本である。現在は両写本ともモンゴル国立図書館に所蔵されている。

モスクワ本はジャムツァラーノが1933~37年に校訂したテキストをディリコフが出版したものである。これにはジャムツァラーノのロシア語訳も付されている。校訂されたテキストは24篇(ローマ数字でI~XXIV)から成り、各篇はさらに条文(アラビア数字)に分たれている。(本稿でもこれらの数字で法令、条文を示す。)ジャムツァラーノは5種類の写本(A, B, C, D, E)を利用した。底本に選ばれた写本Aはやはりジャムツァラーノ旧蔵本である。この写本が現在どこにあるのかは不明である⁽⁵⁾。他方、写本B, C, D, Eはソ連科学アカデミーのレニングラード支部にある。プチコフスキーによれば写本B, Eはいずれも *Yamun-u qalq-a j̄irum-un d̄ürim* というタイトルを有する⁽⁶⁾。写本A, Cのタイトルは不明である。写本Dは次のタイトルを有する、ポズドネエフ・コレクション中の写本の一部を構成している。すなわち, *Mongγol čaγaγan-u neyite-yin tobci debter, basa mongγol j̄irum-un bičig, j̄ici sine toγtaγan j̄arlaγu iregsen qaudasu, aliba qauli-yin j̄üil ene bolai*⁽⁷⁾。

上記の7種類の写本のうち、その分量と構成から写本X, A, Eおよび写本Y, B, Cはそれぞれ一つのグループに分類される。残りの写本Dはこれら両グループのいずれとも分量、配列が異なるので第三のグループを構成する⁽⁸⁾。そこで7写本を a) バローン・フレー本(写本X, A, E), b) イヘ・フレー本(写本Y, B, C), c) ポズドネエフ本(写本D)の三つに分類しうる。

2. バローン・フレー本

ジャムツァラーノの分類によれば、バローン・フレー本は24篇から成る。第1篇の冒頭には有名な3ホショー大法典(*urban qosi; un-u yeke čaγaγa*)の前文が置かれている。すなわち、

「中宮(*jünggen*)に申し上げ、承認されたので、オチライ・トゥシュートウ・ハーンをはじめ、エルデニ・ビリクトウ・チャンジョドバ、ジャサグ・和碩親王額駙ドンドブドルジ、ジャサグ・*törö-yin noyan* ダンジンドルジ、ジャサグ・一等台吉バインジョルドルジ(……)これらすべてのノヤン達およびサイド達が、ブレン・ハンの南麓、イーベン河畔で己丑の年〔=1709年〕の仲夏〔5月〕28日の吉日に審議した3ホショー大法典」

3ホショーの範囲を決定するためには上記の王公の比定を行なう必要がある。系図を調べれば分かることだが、名前の挙げられている有力な王公はすべてトゥシュートウ・ハーン・チャホンドルジおよび彼の弟シディシリの一族、言い換えればグムブ・トゥシュートウ・ハーンの子孫である。先ずオチライ・トゥシュートウ・ハーンはドルジ・エルデニ・アハイに外ならず⁽⁹⁾、チャホンドルジ・ハーンの第2子に当たる。親王ドンドブドルジはジェプツンダムバ・ホトクト2世の父親で、一時期(1700~1702)はトゥシュートウ・ハンであった。彼はチャホンドルジの長子の子である。バインジョルドルジはチャホンドルジの第3子に当たる。ダンジンドルジはシディシリの第2子に当たる。

ハルハにおける仏教最高指導者ジェプツンダムバ・ホトクト1世もグムブ・トゥシュートウ・ハーンの子であることを考慮すれば、3ホショーの範囲や法典の性格がさらに明確になる。3ホショー大法典はグムブ・トゥシュートウ・ハーンの直系の子孫によって制定され、彼らの領域で有効だった⁽¹⁰⁾。同法典が自分たちの一族出身のジェプツンダムバ・ホトクトの権威を擁護しているのは当然である。

第XVI篇は3ホショー大法典の最後の部分と思われる。その理由は、そこに己丑(1709年)に当たる語が見られることである⁽¹¹⁾。同篇末尾の、仏陀への帰依を謳った祈りの中には立法の目的も述べられている。すなわち「モンゴル国の守護神たちの命をうけた、神なるチンギス・ハーンの黄金氏族にして、一

方に大なる力を有する、最勝なるオチライ・ハーン [=アバダイ・ハーン] の第5代目に当たるトゥシュートゥ・ハーンが仏法に基づいて、仏教と国家を興隆させるために制定した」

第IV, VIII, X, XII, XIVの各篇はいかなる日付も有しないが、やはり1709年法の一部とみなし得る。第VIII, X, XII篇には「3ホショー」という語が見られるし、IV篇とXIV篇ではチャホンドルジ・ハーンの妃を指すと推定される「中宮」(jünggen)⁽¹²⁾ という語が使用されている。この「3ホショー」, 「中宮」はいずれも3ホショー大法典の最初の部分(第I篇)を特徴づけている用語である。おそらくは第I, IV, VIII, X, XII, XIV, XVI篇を合わせたものが1709年法の本来の姿であろう。

次に第VII篇を検討してみたい。同篇の丙辰の年をナサンバルジルは1736年に比定し、ジャムツァラーノも留保つきで同じ意見を述べている。しかし、この法令の前文を注意深く検討してみると彼らの推定には根拠がないことが分かる。前文は次の通りである。

「ホトクトのゲゲーンの御前で、ススグ・フチュン・テグスセン・ワチライ・トゥシュートゥ・サイン・ハン(süsüg kücün tegüsügsen vacirai tüsiyetü sayin qan)とダライ・セチュン・ハンをはじめとする大小のノヤンたち(yeke baγ-a noyad)が、丙辰の年の晩秋(namur-un adaγ sar-a) [= 9月] の25日に、トーラ河のチャガンボロンにおいて寺院に関する(keyid-ün tus-tu)法律を審議した」

まず、トゥシュートゥ・ハンが誰に当たるかを調べてみよう。ハルハの有名な年代記『アサラクチ・ネレトゥイン・テウヘ』や『シラ・トージ』によれば、「ススグ・フチュン(……)トゥシュートゥ・ハーン」はトゥシュートゥ・ハーン・チャホンドルジ(在位1655~1699)の称号に外ならない⁽¹³⁾。次に、上の前文に見られる“yeke baγ-a noyad”, “tus-tu”, “adaγ sar-a”等の表現は『ハルハ・ジロム』の他の法令には見られないが、16世紀末から17世紀前半の時期に制定された『白樺法典』の中には複数の用例が見出される。ホトクトのゲゲーン(=ジェブツンダムバ・ホトクト)の初代の年代(1635~1723)を考え合わせるならば、丙辰は1736年ではなく1676年とすべきである。ダライ・

セチェン・ハンはバボ・セチェン・ハーン（在位1655～1683）に相違ない。『ハルハ・ジロム』を18世紀の法律とみる見方は修正されなければならない。

『ハルハ・ジロム』は2種類の文体を含んでいる。大部分は『白樺法典』と共通する伝統的な法律文書のスタイルで書かれているが、一部の法令は清朝時代の公文書に特有のスタイルで書かれている⁽¹⁴⁾。後者の例の典型は第VI篇である。同篇は文体の点だけではなくその内容からも大いに注目されなければならない。盗人の処罰方法を定めたこの法令は4アイマクを代表する王公たちによって1746年にフレーで制定された。本法令は二つのきわめて重要な特徴を有する。一つは、「皇帝の法」(degedü-yin čaraja)という表現が使われ、清朝の法律に準拠したことが明確にされている点⁽¹⁵⁾。もう一点は、第一点とも関連するが、最後の部分で「他のすべての案件も皇帝の法に則って〔審理し〕4アイマクで一律に遵守して行こうと話し合った」と述べていることである。この文章はハルハの王公たちが同篇の時点で清の法律の全面的受け入れを決定したことを意味するので特に重要である⁽¹⁶⁾。

最後に第XIII篇の年代について考えてみたい。同篇の丙寅の年はこれまで1746年とされてきたが別に確実な根拠に基づいているわけではない。1709年の3ホショー大法典が『ハルハ・ジロム』の中でもっとも古いという誤った前提に立って年代決定がなされてきたことは上の第VII篇の場合と同じである。同篇は全25条から成るが、第16条で一つの法令が完結し、第17条以下は明らかに別の法律である。16条までの部分は出家の手続き、僧侶の権利、僧侶の守るべき事項等を定めた規則になっており、いかなる罰則も含まない。17条以下はこの規則を補う目的で作られた法律であり、罰則も含む。丙寅の語が出てくるのは第16条であり、17条以下の部分の成立年代を知る手がかりは存在しない。同篇の中からは清朝蒙古例の影響も清代特有の用語、表現等も見つけることはできない。文体上の差違は例えば上記の、1746年法と確認されている第VI篇と較べてみるとよく分かる。他方、第11条は同篇前半部が作られた時代にはそれぞれのホショーが独自の法を有していたことを示している。すなわち「俗世間の通常を取り決める場合と同様な条件で任意のホショーに住む〔僧侶〕は、そのホショーの法律に従う。」以上を要するに同篇、特にその前半部は1746年で

はなく1686年に制定された可能性が強いとしなければならない（ジェブツンダムバ・ホトクトに言及している箇所があるのでこれ以上時代が溯ることはあり得ない）。

以上、バローン・フレー本中の重要な法令をとり上げ年代や人物の考証を行った。次に諸法令をその有効地域あるいは適用される集団に基づいて分類してみる。具体的な考証は紙数の関係で省くが、諸法令は次の9タイプに分類できる。

a) 3 ホショーの法

1709年の大法典（第 I, IV, VIII, X, XII, XIV, XVI 篇）

b) 3 ホショーに準ずる地域の法⁽¹⁷⁾

第 XVII 篇（1718年）、第 XVIII 篇（1724年）、第 XXI 篇（1726年）

c) トウシュートウ・ハン・アイマクの法

1728年の大法典（第 V, IX 篇）

d) トウシュートウ・ハーンおよびセチェン・ハーンの領域の法

第 VII 篇（1676年）

e) 4 アイマクの法

第 II 篇（1722年）、第 VI 篇（1746年）

f) イヘ・フレーの法

第 XIX 篇（1724年）、第 XXII 篇（1754年）

g) シャビナルの法

第 XXIII, XXIV 篇（1770年）

h) シャビナルとホトゴイド族の法

第 XI 篇（1745年）

i) 不 明

第 III 篇（1722年）⁽¹⁸⁾、第 XIII 篇（1686年？）、第 XV, XX 篇（年代不明）

ところでバローン・フレー本の編纂者（あるいはコピイスト）はいかなる原則に基づいて各法令を配列したのであろうか。われわれは少なくとも三通りの原則を見出すことができる。一つは中核となる3ホショー大法典を7篇に分割し

てそれらの間に他の法令（第II, III, V～VII, IX, XI, XIII, XV篇）を挿入するという原則である。第II, III篇は第I篇を, 第V～VII篇は第IV篇をそれぞれ補う性格を有するし, 第XII篇と第XIII篇も相互にある程度関連性を持つ。しかし第IX, XI, XV篇は3ホショー法典とほとんど関連性を持たない。

第二の原則は法令を年代順に並べることである。第XVII篇(1718年)～XXIV篇(1770年)は年代順に配列されている。三つ目の原則は法律を先に出し, 判例を最後に置くやり方である。第XXIII, XXIV篇は厳密には判例である。判例が法律と同じ効力を有したであろうことはほとんど疑いがない。

3. イヘ・フレー本

イヘ・フレー本(Y本)は第1章(Nigedüger)～第7章(Dolodurur), および1676年法から成る。バローン・フレー本に入っている法令のうち, 次のものはイヘ・フレー本に欠けている。すなわち, 第II, III, V, VI, IX, XI, XVIII, XIX篇, 第XX篇第2, 3条および第XXI～XXIV篇。別の言い方をすれば, イヘ・フレー本に含まれているのは3ホショー大法典, 第VII篇(1676年法), 第XIII, XV, XVII篇および第XX篇第1条のみである。イヘ・フレー本にのみ見られバローン・フレー本に欠けている条項は, イヘ・フレー本の最後に付せられた短い追加規定以外には存在しない。この規定は明らかに後に付け加えられたものである⁽¹⁹⁾。大まかに言えば, イヘ・フレー本に入っている条文はすべてバローン・フレー本にも入っている。したがってイヘ・フレー本の構成は, バローン・フレー本の篇数, 条数を用いて完全に表わすことができる。イヘ・フレー本の構成は次の通りである。各章は“nigen jüil”（一条）という表現でさらに区分されているので, これをセミコロンの(;)で示す。

〈前文〉(= 3ホショー大法典の前文)

〈本文〉

第1章 I-1; I-2; I-3～6; XII-1～2, I-9, IV-1～3, XII-3～8;
IV-4～6, XII-9; IV-7, XIII-1～16; XIII-17; XIII-18～

23 ; XIV-16, XX-1 ; XIII-24

第2章 I-7, XIV-13 ; I-8, XIV-14 ; I-8, XIV-14 ; XIV-15 ;
VIII-1~5 ; VIII-6~7 ; VIII-8~14 ; VIII-15~17 ; XIV-1 ;
I-23~25 ; I-21~22, I-10, 10¹~10², 10³A, I-9¹, I-10³B, I-
11~14 ; I-15~18

第3章 VIII-27~38 ; XIV-33~34, XIV-36A, 37, 36B ; XII-11 ;
XIV-2~4 ; XIV-30~31, XVI-2~3, VIII-22~24 ; I-19,
IV-52~53 ; IV-56

第4章 VIII-25, X-1, XIV-17~19, IV-8~11, IV-14B, IV-15~
20 ; IV-57 ; IV-21~24, IV-12~14A, IV-25~26 ; IV-27 ;
IV-28A, IV-29~32 ; IV-33, 33¹~33⁸

第5章 XIV-6 ; IV-34~36 ; IV-37~43 ; IV-44~47, IV-28B, IV
-48, 48¹ ; IV-49~51 ; IV-59, VIII-18~19 ; VIII-20 ; XIV
-15, XIV-21 ; XIV-32, XIV-22~23, XVI-14 ; XVI-4~5

第6章 XVI-6, XIV-26, XIV-28 ; XIV-29, XVI-7~8 ; XVI-9,
XIV-9, XIV-24 ; XII-12 ; XVI-15~16, IV-58, XIV-20 ;
X-2 ; XVI-10, XIV-27, XVI-18A, XVI-17, XVI-1, XIV
-5, XIV-7

第7章 VIII-26, XVI-11~12, XIII-25, I-20, XVI-18B, XVI-19
~21, IV-54, XIV-10~12 ; VIII-21 ; XVI-13,
XV (全文), XVII (全文), XII-10

〈祈願文〉 (= 3 ホショ-大法典の末尾)

〈目次〉

第1章~第7章の目次

〈附則〉

VII (1676年法) 全文

〈追加規定〉

上の配列から見てとれるように、イヘ・フレー本の構造はパローン・フレー本のそれとはまったく異なる。パローン・フレー本の第VII, XV, XVII篇は

イヘ・フレー本でも分割されずにそのままの形で入っているが、3ホショー大法典と第XIII篇、とりわけ前者は細分されて第1～7章の中に配置されている。それでも3ホショー法典が、イヘ・フレー本の編纂者あるいはコピイストによっても最も重要な法令とみなされていたことは、上記の「前文」、「祈願文」の位置から明らかである。

1676年法が特別な扱いを受け全7章および目次のさらに後ろに置かれていることもイヘ・フレー本の特徴である。この事実は上で論証した「丙辰=1676年」説の傍証ともなり得る。

次に1～7章に分類した基準について考えてみたい。第1, 2章については比較的明白な分類基準を推定し得る。すなわち、第1章にはジェブツンダムバ・ホトクトおよび寺院一般に関する条文が集められているのに対し、第2章には王公に関する条文が配されている。ところが、第3章以降は様々な性格の条文が雑多に並べられていて、明確な基準を見出すことはできない。

4. 7写本の相互関係

最初に述べたように『ハルハ・ジロム』には7種類の写本が知られている。しかし、これらの相互関係は明らかにされていない。この問題を解く鍵は実はE本（バローン・フレー本的一种）に隠されている。ディリコフはE本には誤記や脱落が多いと述べているが、この写本の持つ本質的に重要な価値には気付かなかったようだ。見過ごすことのできないのは、E本のテキストがイヘ・フレー本のB本（およびY本）のテキストときわめてしばしば一致するという事実である。B本とE本の表現が一致する例は校訂本の中に約140例見られる。分かりやすい例から5例のみを下に示す。

- a) I—15 yabuγci (E, B, Y本)
 jasaγci (A, X本)
- b) IV—19 nige tūsimed-luγ-a adali idekū bui. (E, B, Y)
 elci tūsimed-yin (tūsimed-ün) nige kümün-ü qubi-bar
 idekū bii. (A, X)
- c) XIV—10 uridaki yeke-yin qaγas-iyar : noyad-tur baγ-a ügeber

qoblabasu baγ-a-yin qaγas-iyar. (E, B, Y)

qaγan-dur yeke üge-ber qoblay-san-u qaγas aldanggi :

baγ-a üge-ber qoblabasu : baγ-a üge-ber qoblay-san-u

qaγas aldanggi-bar torγay-a. (A, X)

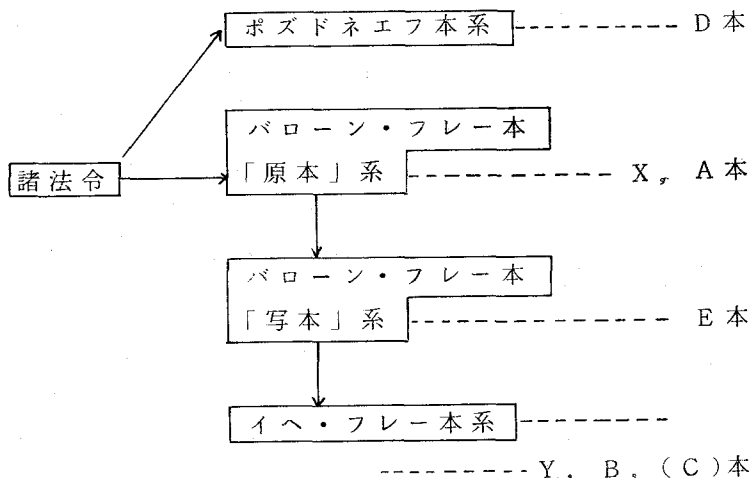
d) XIII—24 gūjirlebesü (E, B, Y)

gūjirleji (gūjirlejü) (A, X)

e) XIII—25 yalalay-a (E, B, Y)

anjulay-a (A, X)

上記の例のようにE本のテキストが、同じバローン・フレー本のA, X本とは一致せず、ほぼ一貫してイヘ・フレー本(B, Y本)と一致しているという事実はどのように説明されるべきであろうか。理論的には二通りの解釈が可能である。第一は、最初にイヘ・フレー本が成立し、次にそれに他の法令が加えられてE本が作られ、最後にE本が書写されているうちに変化してX, A本が成立した、とみる解釈である。しかしこの解釈は、①X, A本の構成のほうがイヘ・フレー本の構成よりもはるかに合理的であること、②X, A本のモンゴル語のほうがE本やイヘ・フレー本のそれよりも古い特徴を有していること(例えば、上記e)の“anjulay-a”は“yalaly-a”よりも古い用法である)、これらの理由から受け入れ難い。二つ目の解釈は、最初にバローン・フレー本



のA、X本が編纂され、次にそれが何度か書写されて変化してE本が成立し、最後にこのE本から一部の法令を削除し配列を変えてイヘ・フレー本を作った、という考え方である。これが現在考え得る唯一の解釈である。X本の言語のほうがY本の言語よりも古いというナサンバルジルの指摘⁽²⁰⁾もこの解釈の正しさを裏付けけると思う。

したがってD本（ボズドネエフ本）やC本も考慮に入れて諸本の相互関係を図式化すると前頁のようになる⁽²¹⁾。

5. 『ハルハ・ジロム』成立の時期と場所

『ハルハ・ジロム』を構成している個々の法令についてはすでに述べたので、次にこれらが『ハルハ・ジロム』という法令集に編纂された次第について考えてみたい。上で論じたように先ずバローン・フレー本が成立したのであるから、バローン・フレー本原本の成立の時期が問題となる。バローン・フレー本に収められた法律（または判例）のうちもっとも新しいのは1770年の判例（第XXIII, XXIV篇）であるから、その編纂の時期は当然それよりも後でなければならない。

さて、ここで『ハルハ・ジロム』に言及している2種類の、シャンジョドバ衙門の文書に注目してみたい。先ず衙門の判例集である『オラーン・ハチャルト』(*Ulaṡan qačartu*)の冒頭には、*Mongṡol čaṡaṡa-yin bičig, Qalq-a ṡirum-un bičig* 両法典の罰畜を銀に換算する比率が記されている⁽²²⁾。また、『衙門規則』(*Yamun-u dūrim*)には次のような規定が見える。すなわち「一条、衙門で裁く案件のうち、アイマクやホショーとも関連を有する案件は *Mongṡol čaṡaṡa-yin bičig* に依って裁く。シャビのみに関係する案件はウンドゥル・ゲゲーンの時代に定められた旧 *Qalq-a ṡirum-un bičig* に依って裁き解決する⁽²³⁾」

上の二つの文書はいずれも二つの法典、すなわち *Mongṡol čaṡaṡa-yin bičig* と *Qalq-a ṡirum-un bičig* の関係について述べているが、これらのうち前者は清朝の法律（この場合は『理藩院則例』）を、後者は問題の『ハルハ・ジロム』を指していることは説明を要しない。

『オラーン・ハチャルト』所収の判例のうち、もっとも年代の古いのは道光元年（1821年）の判例である。また『衙門規則』の、上に引用した部分は道光20（1840）年に定められた。したがって『ハルハ・ジロム』は1821年にはすでに出来上っていたことになる。上で述べた1770年という上限を考え合わせればバローン・フレー本成立の時期は、ひとまず1770年から1821年の間と決定し得る。

次に、上で引いた『衙門規則』の「ウンドゥル・ゲゲーンの時代に定められた旧 *Qalq-a jirum-un bicig*」という表現を吟味してみたい。ウンドゥル・ゲゲーンとは初代ジェブツンダムバ・ホトクトに外ならないから、この条文を文字通り解釈すれば、ここで言われている『ハルハ・ジロム』はすべてウンドゥル・ゲゲーンの生きていた時代（1635～1723）に作られたことになる。となるとバローン・フレー本は1724年から1770年までの法令、判例を多数含むので該当しない。他方、イヘ・フレー本は十分に可能性がある。イヘ・フレー本の、年代の確定している法令はすべてウンドゥル・ゲゲーンの時代のものだし、年代不明（XV, XX-1）の法令についても、この時代に定められた可能性が充分にある⁽²⁴⁾。『衙門規則』の『ハルハ・ジロム』はイヘ・フレー本を指すという推論が正しければ、イヘ・フレー本の成立は1840年以前ということになる。

最後に、『ハルハ・ジロム』はどこで編纂されたかという問いに答を出してみたい。ジェブツンダムバ・ホトクトのシャビナル（貢租・賦役を負担する直接生産者）を管轄するシャンジョドバ衙門で『ハルハ・ジロム』が使用されていたことはすでに述べたが、『ハルハ・ジロム』を構成している法律のほとんどすべてがシャビナルと関連を有していることは改めて注目される。第一にジェブツンダムバ・ホトクト1, 2世がトゥシェートウ・ハーン一族の出身であったため、トゥシェートウ・ハン・アイマク、とりわけ3ホショーには多くのシャビナルが住んでいた。3ホショー大法典はシャビナルの守るべき法律でもあった。第二に『ハルハ・ジロム』にはシャビナルとホトゴイド族の取り決めのような非常に特殊な法も含まれている。第三に2例の判例はいずれもシャビナルに関係するものである。これらの事実から導き出されるのは、『ハルハ・

ジロム』は主にシャビナルを対象にシャンジョドバ衙門で編纂されたという推定である。

モンゴルの研究者たちは1789年の『蒙古律例』の公布に伴い『ハルハ・ジロム』はシャビ領以外では法的効力を失ったと述べているが⁽²⁵⁾、このような表現は適切ではない。むしろ18世紀末あるいは19世紀初めに、シャンジョドバ衙門が既存の法令、判例を集めてシャビナルの犯罪、紛争などを裁く際に依拠すべき法令集を編纂し、それに『ハルハ・ジロム』という名称を与えた（バローン・フレー本の成立）、と考えるべきである。

ここで、もう一度バローン・フレー本とイヘ・フレー本の違いを検討してみると、前者は第VI篇に代表されるように清朝蒙古例を含むが、後者は少なくともはっきりとした形では蒙古例を含まない。この違いはどのように説明されるべきだろうか。おそらくはシャンジョドバ衙門の法律専門家の頭の中には、ジュプツンダムバ・ホトクト1世の時代に定められた法律こそ純粋なハルハ法だという意識があった。そこで、純粋ハルハ法のみから成るイヘ・フレー本を改めて編纂したのではないか。私はバローン・フレー本とイヘ・フレー本の内容の違いは決して偶然によるものではないと考えている。

〈結語〉

『ハルハ・ジロム』の研究においては、リャザノフスキーの著作や田山茂氏の訳業に代表されるように、原典に拠らない二次的研究、翻訳が先行してしまった。私は本稿の中でモンゴル文テキストをできるだけ精密に分析して『ハルハ・ジロム』を構成する各法令の成立年代、法令集『ハルハ・ジロム』の編纂年代、諸本の相互関係等を明らかにした。ディリコフは『ハルハ・ジロム』のテキストと翻訳を出版する際に、それに「18世紀の封建法」というサブタイトルを付けたが、これはむしろ正しくない。17世紀に定められた法令が少なくとも1篇、おそらくは2篇以上含まれていることが本稿で立証できた。島田正郎氏は近刊の『北方ユーラシア法系の研究』（1981年）の中でハルハ法を旧法（『白樺法典』）と新法（『ハルハ・ジロム』）に分類されている。このような分類法は便宜的ではあるが、ハルハ法の連続性を適格には反映していないと思われる。

る。『白樺法典』と『ハルハ・ジロム』が互いにはほぼ完全に一致する条文を共有していることについてはすでに旧稿で述べた。『白樺法典』と『ハルハ・ジロム』、とりわけイヘ・フレー本所収の法令の距離はきわめて近いと思われる。

(註)

- (1) 二木博史「白樺法典について」『アジア・アフリカ言語文化研究』, 第21号, 1981年, 同「訳註白樺法典(1)」『遊牧社会史探究』, 第50号, 1977年, 同「訳註白樺法典(2)」『モンゴル研究』, 第12号, 1981年を参照。
- (2) С. Жалан-аажав, *Халх журут нь монголын хууль цаазны эртний дурсгалт бичиг мөн*, Улаанбаатар, 1958.
- (3) Š. Nasunbaljur (ed.), *Qalq-a ĵirum (MONUMENTA HISTORICA, Tom. II, Fasc. 1)*, Улаанбаатар, 1961.
- (4) *Халха джирум, Памятник монгольского феодального права XVIII в.*, Сводный текст и перевод Ц. Ж. Жамцарано, Подготовка к изданию, редакция перевода, введение и примечания С. Д. Дылыкова, Москва, 1965.
- (5) 1982年8月のディリコフ氏の私に対する談話によれば, 写本は第二次大戦中に行方不明になった。
- (6) Л. С. Пучковский, *Монгольские, бурят-монгольские и ойратские рукописи и ксилографы института востоковедения, I*, Москва-Ленинград, 1957, p. 153.
- (7) *Ibid.*, p. 156.
- (8) ジャムツァラーノはD本の配列に基づいて第Ⅸ篇を第Ⅴ篇の続きだとした。*Qalq-a ĵirum, Traduit en russe par Dr. Zamcarano (STUDIA MONGOLICA, Tom. I, Fasc. 1)*, Ulanbator, 1959, p. 29 参照。
- (9) 田山氏が旺札勒多爾濟に比定している(田山茂『蒙古法典の研究』, 日本學術振興会, 1967年, 113頁)のは誤りである。
- (10) 3ホショーが3アイマク(トウシュートウ・ハン・アイマク, セチュン・ハン・アイマク, ジャサクト・ハン・アイマク)に等しいなどという説(田山, 前掲書, 113頁)が到底受け入れられないことは今さら言うまでもない。
- (11) A本には 'gal pa, siroi ūker ĵil と書かれている。前者はチベット語で, 正確には 'gal ba でなければならない。これらはどちらも己丑を意味する。
- (12) ĵünggen の意味についてはセロイスの次の論文を参照せよ。H. Serruys, "Jünggen, a Title of Mongol Princesses," *EURASIA NOSTRATICA, Festschrift für Karl Heinrich Menges*, Wiesbaden, 1977, pp. 177-185.
- (13) Byamba, *Asaraĵci neretü-yin teüke (MONUMENTA HISTORICA,*

- Tom. II, Fasc. 4), *Ulaγanbaγatur*, 1960, p. 79 ; *Шара туджи, монгольская летопись XVII века*, Сводный текст, перевод, введение и примечания Н. П. Шестиной, Москва-Ленинград, 1957, p. 86.
- (14) 『ハルハ・ジロム』には *Nomen Actoris* の *-γci/gci* を *Nomen Perfecti* の *-γsan/-gsen* の意味で用いるきわめて特殊な用法も見られる。例えば, *abuγci aldaggi*(I-5), *bariγci mal*(XIV-26), *öggügci yaγum-a*(XIV-27) など。
- (15) 島田氏が同篇について「清朝の立法の確認であって、ハルハの固有法とはいえない。康熙一三（一六七四）年蒙古例と比較するとよい」（島田正郎『清朝蒙古例の研究』, 創文社, 1982年, 451-452頁）と述べているのはまったく正しい。
- (16) このきわめて重要な条文が田山氏の訳では脱落している。同氏の訳は全体として誤訳, 誤植が多いが, 特にⅤ篇の前文ではそれが際立っている。以下, 実例を示す。「デチンジャプ將軍」(誤)→「デチンジャプ親王」(正), 「リンチン, ドルジ親王」(誤)→「リンチンドルジ親王」(正), 「副將軍シイダγ」(誤)→「副將軍世子」(正), 「副將軍郡王」(誤)→「副將軍公」(正) など。
- (17) これらの法令には「3 ホショー」という語はでてこないが, 立法者の顔ぶれは 3 ホショー法典と共通している。
- (18) 第Ⅲ篇(全1条)の条文は第 XVII 篇第6条の前半と一致する。ジャムツァラーノはこれに気付かず両者に相異なるロシア語訳をつけている。
- (19) 体刑を罰金に換えるこの規定は, ジャムツァラーノが最初に紹介した写本では他の部分と異なる書体で書かれていた。В. А. Рязановский, *Монгольское право, преимущественно обычное*, Харбин, 1931, p. 80 参照。
- (20) Č. Nasunbaljur, *op. cit.*, p. 8.
- (21) C本もY, B本と基本的に同じ性格を有すると思われるが, なぜか校訂本にはC本の註記が少い。
- (22) *Улаан хацарт (MONUMENTA HISTORICA, Tom. V, Fasc. 1)*, Ulanbator, 1960, pp. 12-13.
- (23) *Үатун-у дүрим*, 25 v. この文献はモンゴル国立図書館に所蔵されている写本〔整理番号: 34(517.3) III-142〕で, 公刊されたことはない。私は1978年にウランバートルで実見した。『衙門規則』は3部から成り, I. 1r.-6 v. は道光5(1825)年, II. 7 r.-34 r. は道光20(1840)年, III. 34 v.-35 r. は光緒33(1907)年にそれぞれ定められた。なお第Ⅲ部は『オラーン・ハチャルト』II-300と日付も内容も完全に一致している。
- (24) XVをジャムツァラーノは1729年の法令としているが何ら根拠はない。同篇は競馬法だが, ジェブツンダムバ・ホトクトの御前で催された競馬の記録の中では1697年のそれがもっとも古い。XX-1は「旧法」と呼ばれているので古い時代の法と推定される。なお XIII の後半も厳密に言えば年代不明である。
- (25) 例えば *Жалан-аажав, op. cit.*, p. 108 ; *Nasunbaljur, op. cit.*, p. 7 など。

1789年以前にも『蒙古律例』が何度か公布されていたことは島田正郎氏の研究により日本の学界では常識になっている。島田氏の研究は主に漢文版を対象にしている。モンゴル語版『蒙古律例』が何種類あって漢文版といかなる関係にあるのか、といった問題は未解決である。リャザノフスキーはジャムツァラーノから得た情報に基づき「1696年に康熙帝の発布した法典の写本」について述べ、この1696年法が1789年法の基礎になったと推定した。私は1982年9月にモンゴル国立図書館で *ᠮᠠᠳᠠᠭᠠᠨᠳᠤᠮᠣᠩᠭᠣᠯᠤᠨᠲᠦᠷᠦᠨᠢᠶᠢᠵᠠᠰᠠᠭᠤ* [*yabudal-un yamun-u*] *ᠴᠠᠷᠠᠵᠠᠨᠤᠪᠢᠴᠢᠭ* ([]) の部分は紙が破れていて不明、私が補った) というタイトルの、114葉から成る線装木版本〔整理番号: 34(517.3)᠑66〕を調べ、それがリャザノフスキーの言う1696年法に相違ないことを確信した。本の裏表紙には「セチェン・ハンの宮殿から発見された冊子。全152条。1695年または1696年に発布か」などのメモがあり、「1930年3月、ツェウエーン [=ジャムツァラーノ]」と署名してある。第152条は康熙33(1694)年閏5月10日の法令で、年代が一番新しい。ジャムツァラーノはこの日付に基づいて年代を推定したのであろう。なお同図書館には乾隆36(1771)年から同54(1789)年の間に発布されたと推定される2種類のモンゴル文『蒙古律例』の版本(不完全)を一冊に綴じた冊子〔整理番号: 34(517.3)M692〕も所蔵されている。これらの文献は別の機会に詳しく紹介したいと思う。

(本稿は1981年12月の第6回東亜アルタイ学会(台北)で発表した英文のペーパーおよび1982年8月の第4回国際モンゴル学会議(ウランバートル)で発表したモンゴル文のペーパーに若干手を加えたものである)

(筆者の住所: 川崎市宮前区馬絹564)